

総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和7年7月1日（火曜日）
午前9時30分～午前10時09分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 山中佳子委員長 山下安憲副委員長
竹岡昌治委員 岡山隆委員
杉山武志委員 村田弘司委員
石井和幸委員 三善庸平委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
荒山光広議長
- 6 出席した事務局職員
岡崎基代 議会事務局長 寺埜真輔 議会事務局議事調査班長
中島高輝 議会事務局庶務班長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
志賀雅彦 副市長 佐々木昭治 総務企画部長
河村充展 観光商工部長 梶山英樹 総務企画部理事
早田忍 上下水道局長 柳瀬勝美 総務課長
竹内正夫 税務課長 岡崎輝義 商工労働課長
吉村昌展 施設課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前 9 時30分開会

○委員長（山中佳子君） おはようございます。ただいまより、総務企業委員会を開会します。

議長、報告事項などありましたらお願いします。

○議長（荒山光広君） 特にございません。よろしくお願いします。

○委員長（山中佳子君） さきの本会議において、本委員会に付託された市長提出議案 6 件について審査しますので、御協力願います。

執行部及び委員の皆さんには、簡潔な説明と質疑に努められるようお願いします。

それでは、審査を始めます。

最初に、議案第56号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。柳瀬総務課長。

○総務課長（柳瀬勝美君） それでは、説明いたします。

このたびの改正は、育児に係る両立支援制度を利用しやすい環境の整備を図るため……。

○委員長（山中佳子君） ちょっと待ってください。それでは、すみません。最初から説明をお願いします。

○総務課長（柳瀬勝美君） それでは、説明いたします。

このたびの改正は、育児に係る両立支援制度を利用しやすい環境の整備を図るため、人事院規則10の11、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等の改正に倣い、所要の改正を行うものであります。

改正の概要として、妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等及び3歳未満の子を養育する職員の仕事と育児の両立支援に関する制度の周知や意向確認等の措置を――措置することを新たに規定するものです。

なお、施行期日は令和7年10月1日となります。

説明は以上です。

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。柳瀬総務課長。

○総務課長（柳瀬勝美君） それでは、説明します。

このたびの改正は、育児時間の多様化を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるよう、所要の改正を行うものであります。

改正の概要として、これまで1日2時間の範囲内で30分単位として請求、承認していた「部分休業」を「第1号部分休業」とし、新たに「第2号部分休業」として、フルタイム職員の場合、1年間に77時間30分の範囲内で、1日の勤務時間の全部又は1時間を単位として請求、承認できる部分休業の規定等を追加するものであります。

なお、部分休業を請求しようとする職員は、あらかじめ第1号部分休業又は第2号部分休業のいずれかの部分休業を請求するかを申し出ることになります。

施行日は令和7年10月1日となります。

説明は以上です。

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。本案について、原案のとおり決することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号美祢市税条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。竹内税務課長。

○税務課長（竹内正夫君） それでは、説明いたします。

このたびの改正は、地方税法及び関係省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の具体的な内容ですが、第18条及び第18条3において地方税法施行規則の改正に伴い、インターネット等で公示送達を管理するための改正を行っております。

また、昨今の物価上昇局面における地方税法等の税制改正により、大学生年代の子等に関する特別控除の創設に伴い、第34条において、所得からの控除項目として「特定親族特別控除額」を追加、第36条の2におきまして、市民税申告における所得からの控除に関わる項目として「特定親族特別控除額」を追加するとともに、第36条の3の2及び第36条の3の3において、個人の市民税に関わる給与所得の扶養親族等申告書及び個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書における項目として、それぞれ「特定親族」を追加しております。

さらには、地方税法の改正により、加熱式たばこ紙巻きたばこの税負担差を解消する課税方式の見直し規定が新設されたことに伴い、附則第16条の2において、所要の改正を行っております。

説明は以上です。

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。本案について、原案のとおり決することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。岡崎商工労働課長。

○商工労働課長（岡崎輝義君） それでは、説明いたします。

このたびの改正は、道の駅おふくの指定管理期間が今年度末をもって満了となるため、次期指定管理者の選定に当たり、美祢市使用料手数料見直しに関する基本方針に基づいた見直しを行うものであり、温泉施設の利用料金を500円の範囲内から700円の範囲内に改めるものであります。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありますか。村田委員。

○委員（村田弘司君） ちょっと何点かお伺いをいたしたいというふうに思います。

今の道の駅、入湯料500円ということになってますよね。これを700円に上げようという話ですが、現在のこの500円という入湯料で、道の駅おふく全体の中に占める温泉に係る利益率、割合といいますかね、割合ですね、これをお伺いしたいのと。

それと、この温泉の入湯料ですね、500円から700円にすることによって、それがどのくらい改善されるか。その道の駅全体の収支にどれほどの、いい影響を恐らくもたらすだろうと思うんですが、その影響をどういうふうに考えておられるか。

それと、500円から700円と200円のアップなんですけれども、この500円を700円に変えられた、200円アップということを決められた考え方の根拠、大きく言えば、この3つをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（山中佳子君） 岡崎商工労働課長。

○商工労働課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、道の駅全体に対する温泉に係る利益の割合についてですが、500円での今現在では、およそ2分の1程度、半分です。

続きまして、500円から700円にすることによって、どのくらい収益が上がるかと

いうところですけども、過去３年間の平均利用者数を維持できた場合には、単純計算では、約9,500万程度は増収となる見込みです。すみません、950万円程度は増収となる見込みですけども、実際の収支は、燃料費や光熱水費、人件費等の高騰により、もう少し下がる見込みかと思っております。

続きまして、500円から700円にアップし料金を改定した根拠ですけども、このたびの値上げにつきましては、改定につきましては、美祢市使用料手数料見直しに関する基本方針に基づき、過去３年間の温泉利用者の状況、そして、人件費や燃料費等の管理経費の実績を基に算定した結果によるものです。

中でも、近年の物価高騰による燃料費が大きく影響しておりますことから、このたび利用料金の見直しを行ったものです。

市民の皆様には御負担をかけることとなりますが、御理解、御協力賜りますようお願いいたします。

説明につきましては以上です。

○委員長（山中佳子君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） ただいまの説明をお伺いする限りですね、200円アップすることによって、利益率、道の駅全体の中における温泉の利益率が上がるというよりもランニングコストですね、これが上昇することを200円の入湯料のアップによって相殺しようという考えだろうというふうにお伺いしたんですが、そうすると、結果的に言えば道の駅そのものの収支の改善には、結果として、結びつかないということが言えるだろうと思います。

それで、ちょっと引き返す質問なんですが、道の駅全体の収支の中で、この温泉に係る利益が2分の1程度あると、それをもって、道の駅全体の経営が成り立っている部分があるだろうと思います、2分の1がね。

そうすると、今の500円でしていこうが、それから700円の入湯料でやれたとしても、この道の駅おふくの今の経営状態といいますか、どういうふうな今状態であるだろうかなと、そして、700円上げたところで、今お話ししたように、ランニングコストの上昇分を抑える、相殺するための値上げであるということであれば、それが効果的には、経営にはあんまりいい結果をもたらさないというのは分かりますんで、現在の道の駅おふくの経営状態をちょっとお伺いします。

○委員長（山中佳子君） ここで、暫時休憩いたします。

午前 9 時44分休憩

午前 9 時58分再開

○委員長（山中佳子君） 休憩前に続き、会議を開きます。岡崎商工労働課長。

○商工労働課長（岡崎輝義君） ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、委員の説明の中で、温泉の収益の売上げに関しましては、全体の2分の1程度と申し上げたところなのですが、ちょっと修正させていただければと思います。

全体的には、令和6年度で、売上げベースで全体が約2億円に対して、そのうち温泉部門が約3,000万円の収益であり、温泉部門では、全体の7分の1程度となっております。

また、温泉施設は福祉的な要素もありますことから、燃料費等の物価高騰分をこのたび料金改定で対応いたしましたものです。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 村田委員、よろしいでしょうか。村田委員。

○委員（村田弘司君） 岡崎課長、あなたも人事異動で変わったばかりでね、一生懸命やっておられるので、これから道の駅の運営も市が直営しとるわけじゃない、会社としてね、美祢観光開発株式会社を経営しておられるんで、指導——行政体としてね、しっかりその経営状況を把握して、道の駅おふくがライバル多いですから、特に、近くにはセンザキッチンって非常に大きなライバルがあるんで、負けないように、市民に希望を持ってもらえるような道の駅にしてもらえるように努力してください。よろしくお願いします。

○委員長（山中佳子君） そのほかに。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） しっかりとこの条例に沿ってですね、質問したいと思います。

今回、条例改定で、入浴料が500円から700円に改めるとあります。

それでですね、これは市内の方、そして市外の方、こういった入浴料が幾らなのか。

それと、高齢者に対してですね、入浴料の削減等いろいろあると思いますけれども、こういった人に優しい入浴料金の改定というのは、ここにざっと200円だけとなっておりますけれども、その詳細について、もし分かる範囲でいいですから説明

していただきたいと思います。

○委員長（山中佳子君） 岡崎商工労働課長。

○商工労働課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えいたします。

温泉部門につきましては、福祉的要素もありますことから、現在の入浴料は、大人500円に対して、市内外問わず70歳以上の高齢者、小学生、障害者、障害者手帳をお持ちの方は半額の250円、3歳以上の幼児が100円、3歳未満のお子様は無料と今現在しております。

それが、このたびの改定に伴い、令和8年4月1日より、大人及び市外の高齢者が700円、あと市内の高齢者と3歳以上から小学生まで、そして、障害者手帳をお持ちの方は半額の350円とし、3歳未満のお子様は無料というふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号民事調停試験に係る調停案の受諾について及び議案第53号令和7年度美祢令和7年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）は関連がありますので、会議規則第88条により一括議題とします。執行部より説明を求めます。吉村施設課長。

○施設課長（吉村昌展君） それでは、一括して説明します。

最初に、民事調停に至った経緯について説明します。

秋吉地域し尿処理施設の下水道管の一部が昭和47年の設置当時から民間所有の土

地に埋設されています。

この土地は、競売により新たな土地所有者が令和５年２月17日に取得されました。取得に当たって、新たな土地所有者は、事前に現地調査され、下水道管が埋設されていることを確認されています。

土地を取得された後、土地を有効利用したいとの考えから、埋設された下水道管の撤去、また撤去するまでの管の埋設部分の借地料を求められました。

その後、数度にわたり、新たな土地と土地所有者と協議を行い、埋設されている下水道管は現在供用中であり、早急に撤去するのは難しいことは理解していただきましたが、撤去するまでの間の借地料について、市が提示した額では合意に至らなかったことから、令和６年10月23日に民事調停を申し立てられたものです。

それでは、民事調停事件に係る調停案の受諾について説明します。

初めに、事件名は、船木簡易裁判所、令和６年（ノ）第11号配管撤去請求事件、申立て人は山口市在住の方です。

次に、事件の概要になりますが、下水道管が埋設されている土地を競売により申立人が令和５年２月17日に取得されました。

埋設場所は、秋吉台観光交流センターの道路を挟んで向かい側にあった飲食店の跡地で、この土地にコンクリートで巻き立てられた下水道管が延長43メートル40センチ埋設されています。

令和６年10月23日に、申立人が下水道管の撤去及び賃料の支払いについて、船木簡易裁判所に民事調停を申し立てられたものです。

令和６年12月３日から調停が行われ、令和７年５月27日に船木簡易裁判所より調停案が提示されました。

調停案の内容になりますが、土地の賃料は年額４万1,230円、令和７年度の支払い額は令和５年２月17日から令和８年３月31日までの間、３年と43日分の賃料12万8,549円、調定費用は各自の負担とすることとなっています。

このたび、市は船木簡易裁判所からの調停案を受諾しようとするものです。

続きまして、令和７年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第１号）について説明します。

このたびの補正につきましては、新たな土地所有者から申立てがあった配管撤去請求に係る調停案の受諾に当たって不足する土地占有に係る経費を追加するもので

す。

まず、歳入歳出予算の補正についてであります。

第1条歳入歳出予算の総額を4億4,222万8,000円とするものであります。

次に、歳出について説明します。

補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

1款環境衛生事業費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄002一般管理業務において、土地借上料を4万4,000円追加しています。

これは、民事調停事件に係る調停案を受諾するに当たって、土地の賃料の支払いに対応するため土地借上料を追加するものです。

次に、3款予備費・1項予備費・1目予備費において、収支を調整するため4万4,000円減額しています。

説明は以上です。

○委員長（山中佳子君） 説明が終わりました。各議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、各議案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

最初に、議案第63号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された議案6件について審査を終了しました。

その他、委員の皆さんから所管事項について何かありましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君）　ないようでしたら、これにて本委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時09分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年7月1日

総務企業委員長